

アストラゼネカ株式会社
代表取締役 加藤益弘 殿

薬害イレッサ全面解決要求書

2010年7月30日

イレッサ薬害被害者の会
薬害イレッサ東京支援連絡会
全国公害被害者総行動実行委員会

2002年7月、イレッサは、世界で最初に日本で肺がん用抗がん剤として承認され、これまでに間質性肺炎等の副作用で800人以上の方々の残された大切な「いのち」が奪われてきました。副作用の強い抗がん剤といえども、これほどの死者を出したのはイレッサ以外にありません。

アメリカでは新規患者への投与が禁止されています。EUでは昨年ようやく承認されたものの、EGFR遺伝子変異のない患者への投与は認められていません。ところが、日本では、承認条件として実施された臨床試験（V1532試験）で、イレッサの延命効果が証明出来なかったにもかかわらず承認内容の見直しすらこれまでで行なわれていません。これほどの被害を出したのは日本以外に無く、イレッサ事件は、貴社と国が生み出した「薬害」に他ならないのです。

2004年から始まった薬害イレッサ西日本訴訟は、本日、大阪地方裁判所で結審しました。東日本訴訟も8月25日に東京地方裁判所で結審します。この6年の審理で、貴社がイレッサの臨床試験段階での重篤な間質性肺炎等の副作用を無視・軽視し、販売にあたっても十分な指示警告を怠り、販売後の対策も遅く極めて不十分であったことが明らかとなっています。

私ども被害者の会と東京支援連絡会はほぼ毎月1回貴社の東京支社前で宣伝行動を行ない早期解決を求めています。全国公害被害者総行動実行委員会は、薬害イレッサ問題の解決を最重要課題と位置づけています。そして、本日、西日本の仲間の応援と連帯のもとに貴社に対し次のとおり申し入れを行なうものです。

私達は、800人もの方々の死を無駄にしないためにも、がん患者のいのちの重さを問うこの薬害イレッサ事件について、貴社が国とともに下記の要求にこたえ、早期全面解決をはかることを要求します。

記

- 1、貴社と国は、薬害イレッサ事件に対する責任を認め被害者遺族に謝罪すること。
- 2、貴社と国は、薬害イレッサ事件の被害者遺族に対する償いをする事。
- 3、本年7月からの再審査にあたり、イレッサの承認内容を見直すこと。
- 4、医薬品副作用被害救済制度を拡充し抗がん剤による副作用死を救済する制度を創設することに貴社は積極的に取り組むこと。
- 5、薬害イレッサ事件を検証し薬害の再発防止に取り組むこと。

以 上

(連 絡 先)

東京都新宿区新宿2 - 1 - 3 サニーシテイー新宿御苑 10 階
スモン公害センター
電話 03 3352 - 3663